

清潔で安全・快適なまちに！5月は「さわやか環境月間」 ゴミゼロ運動を5月29日(日)に実施

「さわやかな環境づくり条例」では、清潔で快適な生活環境を確保するため、路上喫煙や空き缶類のポイ捨てを禁止し、5月を「さわやか環境月間」としています。「ゴミゼロ運動」をはじめ、環境美化や再資源化の活動を積極的に行っている個人や団体には、「さわやかな環境づくり賞」を贈っています。

◆ゴミゼロ運動にご協力を

今年の「ゴミゼロ運動」は、5月29日(日)に行います(荒天時中止)。地域の皆さんの積極的な参加をお願いします。回収方法は次の通りです。
①自治会・駅・学校等のポイ捨てごみは、当日回収します。
②雑草、剪定枝木等は、資源回収に出してください。

◆歩きたばこは禁止

道路など公共の場所での歩きたばこは、市内全域で禁止です。各駅周辺の重点地区では、環境安全指導員が巡回、指導しています。違反者には、2万円以下(当面2000円)の過料が科せられます。

◆犬のフンは持ち帰って

飼い犬を屋外で運動させる時は、飼い主はフンの処理用具を携行し、犬がフンをした時は、直ちに処理しなければなりません。放置すると2万円以下(当面2000円)の過料が科せられます。

◆ポイ捨てはやめて

駅前広場や幹線道路、空き地などへの空き缶などのポイ捨てが後を絶ちません。ひとつのごみが他のごみを呼び、ごみの山となってしまいます。自分が出したごみは持ち帰りポイ捨てはやめましょう。

◆自動販売機の適正利用

自動販売業者は条例に基づき、回収容器を設置し、空き缶類容器のポイ捨て防止に取り組んでいます。しかし、回収容器の中に家庭ごみなどが投入され処理に困るとの苦情が多くあります。回収容器はごみ箱ではありません。販売以外の物は投入しないよう皆様のご協力をお願いします。

☎ クリーンセンター ☎7187-0015

「災害に強いまちづくり」を実現するため、6月1日(水)から木造住宅耐震診断・耐震改修工事および分譲マンション耐震診断の助成申請の受付を開始します。

助成申請は、必ず耐震診断、耐震改修工事の契約、工事の実施をする前に行ってください。申請方法、補助金額など詳しくは建築住宅課窓口または市ホームページをご確認ください。

対象 昭和56年5月31日以前に建築

また着工された木造住宅および分譲マンション

◎木造住宅耐震診断助成
受付期間 6月1日(水)～12月22日(木)
助成棟数 先着10棟

◎木造住宅耐震改修工事助成
受付期間 6月1日(水)～11月30日(水)
助成棟数 先着5棟

◎マンション耐震診断助成
受付期間 6月1日(水)～9月30日(金)
助成棟数 先着1棟

☎ 建築住宅課・内線529

6月1日(水)から
木造住宅の耐震診断費用に上限5万円、
耐震改修工事費用に上限50万円を助成します

5月市民相談・県民相談 ※☎は予約制です。

市民相談	弁護士法律相談☎	10日(火)、12日(木)、17日(火)、19日(木)、24日(火) 9時30分～15時30分 市民相談室(本庁舎2階) 秘書広報課☎7185-1714(予約は2日(月)8時30分～)
	人権相談(☎優先)	26日(木)10時～15時 相談室(西別館2階) 社会福祉課・内線432
	税務相談☎	20日(金)10時～15時 収税課☎7185-1349(予約は16日(月)8時30分～)
	行政相談	25日(水)10時～12時 市民相談室(本庁舎2階) 秘書広報課☎7185-1714
	行政書士相談☎	18日(水)13時～16時 市民相談室(本庁舎2階)(相続・遺言・成年後見など)行政書士会・木川☎7183-2132
	司法書士法律相談☎	20日(金)10時～15時 市民相談室(本庁舎2階) 千葉司法書士会柏支部☎7166-2015(平日13時～16時。予約は19日(木)まで)
	年金・労働無料相談☎	11日(水)13時～17時 市民相談室(本庁舎2階)千葉社会保険労務士会東葛支部☎047-345-9992(予約は2日(月)9時～15時)
	不動産相談☎	13日(金) 市民相談室(本庁舎2階) 建築住宅課・内線601(先着8組。2日前までに電話で予約)
	住宅相談☎	13日(金) B会議室 建築住宅課・内線601(先着4組。2日前までに電話で予約)
	消費生活相談	月～金曜日、第2・4土曜日(祝日を除く) 10時～17時30分 消費生活センター☎7185-0999
	生活相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分～17時 西別館2階 社会福祉課・内線393
	健康相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分～17時 保健センター 健康づくり支援課☎7185-1126
	交通事故巡回相談☎	9日(月)10時～15時(先着4組。予約は2日(月)8時30分～) 市民安全課・内線485
	子ども総合相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分～17時 西別館1階 子ども相談課☎7185-1821
	県民相談	結婚相談(☎優先)
母子・婦人相談(ひとり親)		土・日曜、祝日を除く平日 8時30分～17時 西別館2階 子ども支援課・内線849
DV相談		土・日曜、祝日を除く平日 8時30分～17時 社会福祉課・内線394
心の相談☎		23日(月)午後 相談室(西別館2階) 障害福祉支援課・内線421
もの忘れ相談☎		10日(火)13時30分～16時30分 相談室(西別館3階) 高齢者支援課☎7185-1112
地域職業相談		土・日曜、祝日を除く平日 8時30分～17時(12時～13時は求人閲覧のみ)サンビーズビル6階(我孫子駅南口) 我孫子市地域職業相談室☎7165-2786
介護とこころの相談☎		火～日曜日10時～16時 県福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ6階)☎7165-2886
住宅改修相談☎		金曜日10時～16時(5週目は休み) 県福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ6階)☎7165-2886
福祉用具相談☎		火～日曜日10時～16時 県福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ1階)☎7165-2886
児童相談		来所☎ 月～金曜日9時～17時 柏児童相談所☎7131-7175 電話 ☎ 月～金曜日9時～17時 柏児童相談所☎7134-4152

「我・孫・子 3世代でくらせる湖畔のまち」を目指して

ご存じですか?若い世代の住宅取得補助金

市では、若い世代の市外からの転入や市内での定住化を促進するため、若い世代や子育て世代の住宅取得に対して補助金を交付しています。また、親世帯が市内に居住する場合や15歳以下のお子さんがある場合は補助額を加算します。

補助要件・補助金額の概要

補助の種類	要件	補助金額
基本補助	若い世代の住宅取得	10万円
加算補助①	取得者に子どもがいる	+5万円
加算補助②	取得者またはその配偶者の親または兄弟姉妹が1年以上継続して我孫子市内に居住し、市民税の滞納がない場合	+5万円
加算補助③	市内東側での住宅取得	+5万円
加算補助④	取得者またはその配偶者が市外からの転入者	+5万円
最大30万円		

※都部、都部新田、湖北台1丁目～10丁目、中峠台、中峠、中里、中里新田、古戸、日秀、新木、新木野1丁目～4丁目、南新木1丁目～4丁目、布佐西町、布佐1丁目、布佐、布佐平和台1丁目～7丁目、江蔵地、都、新々田、三河屋新田、相島新田、大作新田、布佐下新田、浅間前新田のことを指します。

申請方法 住宅を取得(所有権の保存登記が完了)してから1年以内に補助金交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を全て添付のうえ、建築住宅課まで提出してください。※必要書類が不足している場合は、受け付けできません。郵送や行政サービスセンターでの受け付けはできません。

申請期限 平成29年3月31日(金)

※建物の登記や住民票の異動が完了していない場合は受け付けできません。

詳しい内容や必要書類については市ホームページ(様式などはダウンロード可)をご確認ください。

☎ 建築住宅課・内線601